

量子医学・医療部門規制支援審議会 委員長代理の指名について

量子医学・医療部門
規制支援審議会事務局

第6回量子医学・医療部門規制支援審議会においては覺正委員が委員長代理に指名されましたので報告します。

(参考)

量子医学・医療部門規制支援審議会の設置について(31医(規則)第4号)

(委員会の開催)

第5条

2 委員長に事故がある場合又は審議会に出席できない場合は、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

以上